

# 三朝町総合スポーツセンター使用の手引

## 開館時間および休館日

開館時間 午前9時から午後10時まで (但し、午後5時以降は事前予約による使用終了時間までの開館とします。)

休館日 毎週火曜日(当日が祝日の場合は翌日) 年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)

## 使用の手続

1. 使用許可の申込みには、当館に直接おいでになって所定の手続をしてください。
  - (1) 電話または郵便による申込みは受けません。
  - (2) 使用を希望される方は、次により申込みを受付けますので、センター備付けの申込書を提出して下さい。
  - (3) 受付時間は、休館日を除いて毎日午前9時から閉館時までです。但し、午後5時以後の使用については、使用日の前日までに申し込んで下さい。

## 三朝町総合スポーツセンター使用受付期間

使用区分	使用者別	
	町内在住者	町外在住者
1. 会議・集会・大会・催物等で使用する場合 2. 三朝温泉での合宿及び三朝温泉に宿泊する者が、旅館等を通じて使用する場合	使用日の 1年前	使用日の 1年前
団体・グループ・個人が練習・体力作り等で使用する場合	使用日の 1ヶ月前	使用日の 2週間前

2. 使用料は前納していただきます。使用料を納入されたときに、使用許可書をお渡します。
3. 使用者が許可された事項を変更または取消したことによって生ずる使用料、利用料の返還金は原則として返還しません。
4. 使用時間には事前準備、原状回復の時間を含みますので、そのように計画をたててください。
5. 使用申込みのときは、必ず責任者の印鑑と詳しい行事計画を持参して係員とよく打合せをしてください。

## 使用上の注意

1. 使用に際しては、使用許可書を必ず持参してください。
2. 許可された使用目的以外に使用したり、使用の権利を他に転貸又は譲渡してはいけません。
3. 各施設の使用法や各種器具等の使用については、事前に係員と充分打合せをしてください。
4. 使用時間は厳重に守ってください。
5. 収容人員は収容定員の範囲内にしてください。
6. 多数の入館者が予定される場合は、整理員を配置して館内外の秩序維持に努めてください。
7. 許可を受けないで建物に貼紙、釘打ち等をしないでください。
7. 各室の備品は許可なく移動しないでください。
9. 許可を受けた設備、器具以外は使用しないでください。
10. 指定の場所以外で飲食、喫煙、若しくは火気を使用しないでください。
11. 建物、敷地内において金品の寄附募集、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為は禁止しております。
12. 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないでください。
13. 公の秩序又は善良な風俗をみだし、管理規程に反すると認められる場合は、入場又は使用を取消します。
14. 使用後は必ず原状に回復し、清掃してください。
15. 使用を終了したときは、その旨係員に届け出て点検を受けてください。
16. 建物又は付属設備若しくは器具等の破損、損傷、又は滅失については、主催者の責任において弁償していただきます。
17. その他職員の指示に従ってください。

## ● 体育館をスポーツに使用する場合

1. 体育館競技場は土足厳禁ですから必ず体育館専用の運動靴を使用してください。使用責任者は、このことをあらかじめ使用者に充分周知させてください。
2. 各種体育器具は無断で使用しないでください。
3. フロアの上で机、椅子などを使用する場合は、必ずフロアシートを敷いてください。

## ● 体育館を集会、展示会、催し物等に使用する場合

1. 使用日時は使用許可書を交付したとき、はじめて確定しますので、催し物の広告、宣伝等は確定後にしてください。
2. フロアは体育館の生命でありますので、損傷のないよう万全の策を講じてください。使用に際しては必ずフロアシートを敷いてください。シートのみで不安がある場合は、更に何らかの措置を講じていただきます。火気、油、水などの使用は一切おことわりします。
3. 特別の設備をし、備付けの器具以外の器具を持ち込み使用する場合には、使用申請時に許可を受けてください。
4. 行事内容について、事前に係員と打合せをし、照明、放送設備等に落ちがないようにしてください。
5. 必要に応じ税務署、警察署、消防署等関係機関に所要の連絡、手続をしてください。